



SMA メーカー保証契約利用規約

第 1 条：適用性及び総則

- (1) 本「SMA メーカー保証契約利用規約」（以下「利用規約」）に規定する利用規約は SMA メーカー保証契約の一部を構成します。以下、SMA メーカー保証契約は「契約」とします。本利用規約は契約にのみ適用されます。お客様の利用規約は適用されません。
- (2) 契約は、契約が結ばれている特定の装置にのみ適用されるものとします。
- (3) 契約は、製品の売主に適用される法律上の保証責任及びこれに対応する購入者の法律上の権利に影響しません。
- (4) 本契約は耐久性の保証をするものでも、製品の稼働率を保証するものでもありません。
- (5) 本契約における義務の範囲はお客様が「ACTIVE」契約又は「COMFORT」契約に対して契約するかで異なります。各契約オプションにおける SMA の義務詳細については、以下に定義されています。

第 2 条：契約当事者

- (1) 契約当事者は、SMA Solar Technology AG（以下、「SMA」という）及び契約を締結した本装置の所有者（以下、「お客様」という）です。
- (2) SMA は、SMA 認定パートナーに本契約に指定する義務を履行させる権利を留保します。

第 3 条：契約の適格者

本契約において申し立てを行うことが可能なのはお客様並びに SMA に限られます。SMA が以下に記載する条件によると設置業者に補償を行う義務がある場合は、設置業者のみが、SMA から直接補償を受ける権利があるものとします。その他の者は、本契約に基づき SMA に対して請求を主張する権利はありません。但し、お客様が本契約に基づいて請求を申し立てるために第三者を指定することは可能です。お客様以外の者への、この権利の譲渡又は移転は禁止されています。

第 4 条：契約期間

本契約の期間（以下、「契約期間」という）は、合意された開始日から始まり、合意された期間継続します。契約期間満了後、本契約は自動的に終了するものとします。特定の開始日が合意されていない場合、契約は SMA メーカー保証又は既存の保証の満了を以て始まるものとします。

第 5 条：ACTIVE 契約に基づいて対象となる義務の範囲

I. 適用の地理的範囲

ACTIVE 契約に基づく義務は世界中で提供されます。

II. 義務の仕様

- (1) 本契約は、契約期間の開始日から、本書で規定される条件の一部としてこれにより、定義される契約期間中の、修理又は交換部品に関連して生じる費用を対象とします。仮に契約期間中に装置が不良品となった場合、SMA は（**SMA の裁量で**）
 - 同等の製品タイプ若しくは kVA 電力クラスの交換装置を送る、又は
 - 現地で当該不良装置を修理（修理作業は SMA 若しくは SMA が指定するサービスパートナー。システムが稼働している地域において現地でのサービスを提供するにはリスクが高すぎると SMA が合理的に判断する場合、かかるリスクが存在すると合理的に判断される期間中、こうした現地でのサービスは停止される）、又は、
 - SMA の施設で当該不良装置を修理します（修理は SMA または SMA が指定するサービスパートナー）。
- (2) お客様は、エネルギー生産又は安全性準拠に影響のない外観上の瑕疵である場合には、同等の製品タイプ及び年数又は kVA 電力クラスの交換装置を受け入れなければなりません。SMA は、自身の選択により、お客様の装置の修理又は交換において、新品又は新品同様の状態のオリジナルの部品を使用する、又

は設計を改善するものとします。

- (3) SMA は本契約に明示的に示されていない「ACTIVE」契約における義務を履行する責任はありません。特に制限なく、SMA が過失により契約に基づく義務に違反していない限り、お客様は損傷の如何を問わず請求を申し立てることはできないものとします。

III. SMA が交換製品の送付を選択する場合の特別な情報

SMA が交換製品を送付する場合、

- SMA は、その裁量により、事前に交換製品を送付するか（又は交換製品と運送料の事前支払い確認後に交換製品を送付）、又は不良製品の受領後に交換製品を送付します。お客様は、SMA の要請に従って、交換製品が出荷されるのと同じ国内の SMA が指定する住所宛てに、その輸送方法に適した梱包をしたうえで、お客様自身のリスクにおいて不良製品を返却しなければなりません。装置の撤去及び交換の費用、並びに交換装置の送付及び返却の輸送費用（輸出認証、検査、及び関税を含むがこれらに限定されない）は、すべてお客様が負担するものとします。但し、製品が **SMA 主要サポート国**（下記の表を参照）に設置される場合には、交換製品及び返却製品の輸送費用、輸出認証、検査及び関税も、SMA が負担します。
- SMA は、不良製品を受領するまで、納入される交換製品の所有権を留保するものとします。
- SMA が交換製品納入前に交換製品の等価額前払いをお客様に請求する場合、お客様が SMA に不良製品を返却し事前に知らされた不良以外に問題がないことが確認されれば、前払いされた交換製品と同じ金額を SMA からお客様に返金いたします。
- お客様が交換製品の受け取り後 30 暦日を超えてから欠陥のある製品を返品した場合、SMA は期限超過 RMA（返品確認）アカウントの管理費用をお客様に請求する権利を留保します。SMA から取得され、返品される製品の梱包に明確に表示される又は同梱される、有効な RMA 番号なしでは受理できません。

IV. SMA が現地での修理を選択した場合

SMA が製品を現地で修理することを決めた場合（SMA または SMA 指定のサービスパートナーによる修理）、SMA は、修理部材の費用及び人件費、部品の撤去・交換の作業費又は交換製品を保証対象として負担します（但し、製品の設置場所が地上階又は安全にアクセス可能な屋根であることを条件とします）。輸送、輸出認証、検査、関税、傾斜屋根設置の装置への安全アクセスのための費用、又は昇降機器、交通費又は宿泊費、お客様自身の従業員の費用、又は SMA 未認定サードパーティの費用を含むが、これらに限定されないその他費用は、本契約の対象外です。但し、製品が **SMA 主要サポート国**（下記の表を参照）に設置される場合には、交換及び返却部品／製品の輸送費用、輸出認証、検査及び関税も、SMA が負担します。

V. SMA の施設での製品修理を選択した場合

製品が SMA の施設で修理される場合、お客様は不良製品を撤去し、その輸送方法に適した梱包をしたうえで、ドイツ Kassel の SMA の修理施設宛てに、お客様の危険負担において不良製品を送付するものとします。SMA の施設での装置の修理が完了したら、SMA はお客様に修理済み装置を返送いたします。装置の撤去及び交換の費用、並びにドイツ Kassel の SMA 施設への交換装置の送付及びお客様への返却の輸送費用（輸送費用、輸出認証、検査、及び関税を含むがこれらに限定されない）は、すべてお客様が負担するものとします。但し、製品が **SMA 主要サポート国**（下記第 5 章 VII の表参照）に設置された場合には、製品及び修理済みの製品の輸送費用、輸出認証、検査、及び関税は、SMA が負担します。

VI. その他の費用範囲

SMA は、修理を実施する前に支払うことが必要となる、お客様負担の費用（交換製品の価格、輸送費、輸出認証、検査、関税、交通費、または宿泊費を含むがこれらに限定されない）や、修理前の、SMA に対して支払いを要する費用について、お客様に対して通知します。修理は、これらの費用を負担するというお客様の同意により行われます。

VII. SMA 主要サポート国

主要サポート国は以下の通りです。但し、これらの国の関連の諸島及び海外領土は含まれません。

オーストラリア	カナダ	チリ	中国	欧州連合諸国	インド	バチカン市国
日本	ヨルダン	リヒテンシュタイン	マレーシア	メキシコ	モナコ	ニュージーランド
フィリピン	サンマリノ	南アフリカ	大韓民国	スイス	台湾	タイ

トルコ	アラブ首長 国連邦	アメリカ合 衆国	ブラジル	イスラエル		
-----	--------------	-------------	------	-------	--	--

第 6 条：COMFORT 契約に基づいて対象となる義務の範囲

I. 適用の地理的範囲

本「COMFORT」契約に基づく義務は、関連の装置が主要サポート国で使用される場合にのみ適用されます。

II. 義務の仕様

- (1) 第 6 条 I 及び以下に規定されていない限り、「COMFORT」契約に基づく義務の範囲は「ACTIVE」契約に適用される一切の義務を含みます。また、装置が不良となる場合、SMA は（SMA の裁量で）
 - 不良装置を回収した後、SMA が提供する交換装置と不良装置を交換するために施工者に払い戻します（SMA が交換したパワーコンディショナごとにサービス料を施工者に支払うことを保証します。本サービス料は固定料金です。金額は SMA のローカルサービスホットラインにお尋ねください）。または、
 - 無料で交換装置と不良装置を交換します。
- (2) SMA は本契約に明示的に示されていない「COMFORT」契約における義務を履行する責任はありません。特に制限なく、SMA が過失により契約に基づく義務に違反していない限り、お客様は損傷の如何を問わず請求を申し立てることはできないものとします。

第 7 条：FLEX 契約に基づいて対象となる義務の範囲

I. FLEX 契約締結に関する特定情報

- (1) FLEX 契約の締結には、お客様は本利用規約の第 5 条に準拠する ACTIVE 契約及び第 6 条に準拠する COMFORT 契約のいずれかを選択する必要があります。この選択により第 7 条の FLEX 契約の義務の範囲を決定します。
- (2) FLEX 契約は関係するデバイスの試運転から 10 年目の期限到来までに締結することができます。
- (3) SMA は関係するデバイスを事前に検査した後にお客様と FLEX 契約を締結する権利を留保します。

II. 義務の仕様

- (1) 第 7 条 I 及び以下に規定されていない限り、FLEX 契約に基づく義務の範囲は「ACTIVE」契約（第 5 条）又は「COMFORT」契約（第 6 条）に適用される一切の義務を含みます。
- (2) SMA は本契約に明示的に示されていない「FLEX」契約における義務を履行する責任はありません。特に制限なく、SMA が過失により契約に基づく義務に違反していない限り、お客様は損傷の如何を問わず請求を申し立てることはできないものとします。

III. 支払い方法と契約範囲に関する特定情報

- (1) お客様による FLEX 契約の支払いは年払いとします。
- (2) SMA 又はお客様が第 7 条の IV に従い契約を終了する権利を行使していない場合、契約は毎年 1 年単位で更新されるものとします。SMA の延長保証 FLEX 契約は装置の試運転調整から最長 20 年目を迎えるまで継続します。

IV. 終了する権利に関する特定情報

本利用規約の第 4 条とは別に、契約当事者の片一方から契約年が終わる 3 か月前に通知があれば、理由がなくともすべて又は個別のパワーコンディショナに対する FLEX 契約を終了することができます。

第 8 条：除外

- (1) 対象の装置に適用される設置説明書に従い装置が設置及び試運転調整される場合に限り、お客様は契約に基づき保証請求権を行使することができます。構造的変更が行われた装置に損傷が持続しており、それが SMA の要求による変更ではなかった場合、これらの構造的変更が本損傷の原因であるかどうかに関わらず、これらの損傷を修理するために発生する費用は本契約の対象になりません。SMA は、この費用について事前に保証請求権者に通知します。
- (2) また、不良が以下のいずれかによるもので SMA に原因の責がない限り、SMA に契約に基づく義務を履行する責任はありません。
 - 各種マニュアル（ユーザー、設置、運転、またはメンテナンスのマニュアル）またはこれらに規定された手順又は要件の不遵守
 - 不適切な取扱い、輸送、保管、梱包

- 不適切な設置又は試運転
- SMA の承認しない修正、変更又は修理の試行
- 製品に対する不十分な換気及びその結果としての熱による損傷
- 設計範囲外の大気又は環境条件への暴露による腐食
- 適用される安全規制（UL、CSA、VDE、IEC など）の不遵守
- 誤った使用又は不適切な運転（不適切な強制シャットダウン、不適切な DC 比率を含むがこれらに限定されない）
- SMA バッテリーインバーターでの使用が認証されていないタイプのバッテリーの使用
- Sunny Island 及び Sunny Boy Storage インバーターの全負荷運転時間が 20,000 時間を超えた場合（全負荷運転時間は、全運転時間の AC 放電及び AC 充電エネルギーを製品の定格出力で割ったものを意味します）
- 事故、外的事象
- 以下を含むがこれらに限定されない不可抗力：過電圧、落雷、洪水、火災、地震、暴風雨による損傷、害虫被害による損傷

第 9 条：明示的に本契約の対象としない品目

以下の品目は明示的に本契約の対象ではありません：

- 以下を含むがこれらに限定されない、SMA が販売元でないすべての物品：設置ケーブル、コントローラー、（充電式）バッテリー、変流器（CT）、変圧器（VT）及び通信機器。
- 通常の使用で損耗する製品の消耗品及び部品（バリスタ、サージアレスタ、ストリングヒューズ、ESS ハンドル、フィルター、充電式バッテリー、過電圧保護装置など）
- エネルギーの産出、形態、適合性若しくは機能の低下に直接的な影響のない、装飾又は仕上げの不良

第 10 条：保証の（残余）契約期間への影響

装置全体が本契約に基づき交換される場合、残りの契約期間が交換された装置へと引き継がれます。装置コンポーネントが本契約に基づき交換又は修理される場合、その後使用されるコンポーネントは、修理した装置と同じように契約期間の残りの部分が契約期間となります。

第 11 条：支払いの不履行

お客様が支払義務を怠り期限を過ぎてしまった場合、お客様が契約で合意された支払義務をすべて履行するまで SMA は本契約に基づくサービスの提供を拒否する権利を有するものとし、お客様は 14 日の期限内の支払完了を求められるものとします。14 日の期限を過ぎた場合、SMA は本契約を直ちに終了する権利を留保するものとします。契約の終了は書面にて通知しなければならないものとします。SMA が上記に従い本契約を終了しない場合、お客様の支払義務履行から 4 週間経過以降に SMA は本契約に基づくサービスを提供する権利を有するものとします。

お客様が期限までに支払義務を果たさなかった場合、SMA は期限を過ぎた期間中の延滞利息を請求する権利を有するものとします。

支払滞納中、お客様はすべての過失に責任を負うものとします。支払いが期日通りに行われていたにも関わらず損失が発生していた場合を除き、お客様は支払いを行う義務があるものとします。

第 12 条：本契約に定める権利の行使手順

- (1) お客様は、定義されている契約期間内に、装置に不良が認められることを速やかに SMA に通知するものとします。製品が本保証の対象であるか否かを確認できるよう、お客様は以下で述べられている要件に加え、不良製品の製造番号を含む試運転調整報告書の写しを提出するものとします。SMA は、購入請求書を含むがこれらに限定されない、その他の文書の写しを請求する権利を留保します。SMA は、以下の言語の文書のみ受諾します：アラビア語、チェコ語、オランダ語、英語、フランス語、ドイツ語、ギリシャ語、ヒンドゥー語、イタリア語、日本語、中国語、韓国語、スペイン語、及びタイ語。これらの言語に対する、翻訳証明が付された翻訳も受諾することができます。銘板が完全に判読可能であることが保証の前提条件となります。これらの要件が完全に満たされない場合、SMA は本契約に基づき義務を履行する義務はないものとします。
- (2) SMA のオンラインサポート (www.SMA-Solar.com) の「サービスおよびサポート」にアクセスすることにより利用可能です。お客様又はその電気関連有資格名代表者は必ず、後述の手順を利用して、不具合を現地の SMA サービスセンターまで報告してください。

- 不具合について適切な分析を行うため、認定サービス技術者が SMA 製品の所在地において、高品質のデジタル AC/DC 電圧計及び SMA 製品のマニュアルにおいて指定された所定のツールを用いなければならない場合があります。
- 認定サービス技術者が、現地において、電圧の測定及びパワーコンディショナからのエラーコードの提供を必要とする場合があります。
- 上記以外の追加情報が必要な場合があります。例えば下記の情報です（但し、これらに限定されません）。
 - 型式名
 - 設置場所
 - 最初の試運転日
 - 太陽電池アレイの構成
 - バッテリーのメーカー及びバッテリータイプ
 - パワーコンディショナに加えられた修正の説明
- 返却されるパワーコンディショナからインターフェースオプションモジュールを安全に取り外し、交換製品に再設置することができるように保管をしてください。
- SMA は、不良製品の適正な返却又は廃棄について指示をします。
- 当該装置の SMA サービス修理部門による試験の際に不具合が発見されない場合、お客様は検査料金および輸送費用を課金される場合があります。

- (3) 本契約に従い SMA から提供されるサービスは、事前に SMA によりサービス内容が同意され書面にて確認される場合に限り、無料で提供されます。書面による確認は、文書または電子メッセージ（ファックス又は電子メールを含むがこれらに限定されない）によりなされるものとします。本契約における権利のお客様による行使から生じるすべての費用は、お客様が負担するものとします。

第 13 条：適用範囲

- (1) 本契約で言及される権利は、本契約によるお客様の権利のみを示しています。不良装置により引き起こされる直接的若しくは間接的損害の補償請求、分解若しくは設置から生じる費用の補償請求、又は電力生産若しくは利益の損失を含むが、これらに限定されないその他の請求は、本契約の対象外です。特に制限なく、SMA が過失により契約に基づく義務に違反していない限り、お客様は損傷の如何を問わず請求を申し立てることはできないものとします。お客様が本契約の下で不必要若しくは不合理なサービス作業又は RMA 交換を要求する場合、SMA は結果として生じる費用をお客様へと請求する資格があるものとします。
- (2) 本契約に明示的に記載のある場合を除き、損傷や費用の返戻に関する申し立てについてお客様は本契約の関連の如何を問わず契約義務の不履行や不法行為を含む法的理由に関係なく除外されるものとします。これは不正な契約の締結による請求の申し立てにも適用されます。
- (3) 第 13 条 (2) は製品責任に関する法律又は SMA 若しくは代理店の故意又は重大な過失による損傷、又は人命の損失や人体損傷、健康障害、不具合の悪意ある隠蔽による損傷、又は重大な契約義務の違反による損傷に対しては適用されないものとします。但し、契約の重大な違反に対する補償は、故意又は重大な過失への義務または生命、人体、健康への被害による場合を除き、標準契約における予期し得る損害に限定されるものとします。重要な契約義務とは、第一に適正な履行を可能にする契約の実現そして契約パートナーが継続して信頼できる契約の順守を指します。
- (4) SMA に対する責任の除外及び制限は、SMA 従業員、代表者、及び代理人の個人責任にも適用されます。
- (5) 上記規定はお客様の損害に対する立証責任における変化を伴うことはありません。

第 14 条：準拠法及び管轄裁判所

- (1) 本契約から又はこれに関連して生じるすべての請求には、国連国際物品売買条約（CISG）を除き、ドイツの法律が適用されます。但し、お客様が、EC 593/2008 の第 6 条に定義される消費者であり、SMA が次の条件を満たす場合に限りです。(i) その消費者が居住する国で、当社が商業的または専門的活動を行っていること、または (ii) 方法の如何を問わず、その国またはその国を含む諸外国で上述の活動を監督していること、そして (iii) 本契約が上述の活動範囲に含まれ、本契約の第 14 条 (1) 第 1 項に規定されるドイツ法の適用が、当該消費者が常居地をおく国の法律に基づく合意によって制限されない条件により、消費者の保護される権利を奪うことにならないこと。
- (2) 本契約から生じる（又は関連する）すべての争議の裁判地はドイツ、カッセルとするものとします（但し、お客様が、ドイツ民法における商人（Merchant）、公法における法人又は公法により規律される者であることを条件とします）。
- (3) 保証請求権者が消費者であり、その居住地又は常居所が欧州連合内又は欧州経済地域に関する協定の当事者である国内にある場合、SMA は主に、ドイツ調停センターの一般消費調停機関における争議調停手順に従うことを選好するものとします。ドイツ調停センター 一般消費調停機関（Allgemeine Verbraucherschlichtungsstelle des Zentrums für Schlichtung e.V.）所在地：Straßburger Str. 8, 77694 Kehl.

詳細については、当社ウェブサイト www.SMA-Solar.com の「サービス」セクションをご覧ください。